

第5編 南海トラフ地震に関する防災対策推進計画

目 次

第5編 南海トラフ地震に関する防災対策推進計画

第1章 総 則.....	5-1
第1節 推進計画の目的.....	5-1
第2節 計画の基本方針.....	5-1
第3節 防災関係機関の業務の大綱.....	5-2
第2章 災害対策本部の設置等.....	5-3
第1節 組織体制.....	5-3
第2節 参集体制.....	5-3
第3章 地震発生時の応急対策等.....	5-4
第1節 地震発生時の応急対策.....	5-4
第2節 資機材、人員等の配備手配.....	5-5
第3節 他機関に対する支援・応援要請.....	5-6
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	5-7
第5章 防災訓練計画.....	5-8
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に対する計画.....	5-9
第1節 防災のための広報.....	5-9
第2節 防災のための教育.....	5-10
第7章 地域防災力の向上.....	5-13
第1節 自主防災体制の整備.....	5-13
第8章 広域かつ甚大な被害への備え.....	5-14
第1節 建築物等の安全対策の推進.....	5-14
第2節 斜面崩壊・液状化対策.....	5-14
第3節 時間差発生による災害の拡大防止.....	5-14
第4節 広域避難対策.....	5-15

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、斑鳩町における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2節 計画の基本方針

- 1 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、国では、これまで、その地震発生の切迫性の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、個別に対策が進められて来た。本町においては、平成15年12月17日に内閣府告示第288号で推進地域に指定されたことを受け、その対策を推進してきた。
- 2 こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来 of 想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害がもたらされた。このため、国では、平成23年8月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。
- 3 国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされている。
- 4 この計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人ひとりができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取り組みを推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進し、町による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。
- 5 南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、被災地域外からの支援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図るものとする。
 - (1) 近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他府県からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。なお、本町の被害が比較的軽微な場合は、沿岸部など被害の甚大な近隣府県への支援を行う。
 - (2) 第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（奈良盆地東縁断層帯）の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っており、町域で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や県有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める。

(3) 計画的かつ早急な事前防災対策の推進

国の地震調査研究推進本部が平成25年5月に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」によると、南海トラフで次に発生する地震は、多様な震源パターンがあり得るが、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は60%～70%に達すると評価されており、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

(4) 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔において発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

6 本章に記載のない南海トラフ巨大地震等に係る地震防災対策については、前章までの規定に基づき実施する。

第3節 防災関係機関の業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1 地方公共団体の業務

第1編 総則 第5章 防災関係機関の業務の大綱 第1節 地方公共団体の業務に準じる。

第2 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務

第1編 総則 第5章 防災関係機関の業務の大綱 第1節 地方公共団体の業務に準じる。

第2章 災害対策本部の設置等

第1節 組織体制

- 第1 地震時の組織動員の概要
- 第2 斑鳩町防災会議
- 第3 活動体制の確立
- 第4 地震災害応急体制
- 第5 災害対策本部の設置
- 第6 現地对策本部の設置
- 第7 初動体制による活動

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第1節 組織体制に準じる。

第2節 参集体制

- 第1 参集基準
- 第2 配備方法
- 第3 福利厚生

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第2節 参集体制に準じる。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

第1 情報の収集・伝達

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第3節 情報の収集・伝達に準じる。

第2 二次災害の防止

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第10節 二次災害の防止に準じる。

第3 消火・救助・救急活動

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第7節 消火・救助・救急活動に準じる。

第4 医療救護活動

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第8節 医療救護活動に準じる。

第5 緊急物資の供給

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第2節 緊急物資の供給に準じる。

第6 交通規制・緊急輸送活動

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第11節 緊急輸送活動・交通規制に準じる。

第7 保健衛生活動

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第3節 保健衛生活動に準じる。

第2節 資機材、人員等の配備手配

第2編 災害予防対策 第2章 災害に備えた防災体制の確立 第12節 緊急物資確保供給体制の整備に準じる。

第3節 他機関に対する支援・応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

- ア 聖徳太子ゆかりの町災害時等相互応援に関する協定（大阪府太子町・兵庫県太子町）
- イ 斑鳩町・飯島町災害時等相互応援に関する協定（長野県飯島町）
- ウ 上富田町・斑鳩町災害時相互応援協定（和歌山県上富田町）
- エ 愛荘町・斑鳩町災害時相互応援協定（滋賀県愛荘町）
- オ 与謝野町・斑鳩町災害時相互応援協定（京都府与謝野町）
- カ 伊賀市・斑鳩町災害相互応援協定（三重県伊賀市）
- キ 奈良県水道災害相互応援に関する協定（奈良県、県内各市町村）
- ク 災害時等における斑鳩町と斑鳩町内郵便局との相互協力に関する協定（斑鳩町内郵便局）
- ケ 災害時における応急食料・生活必需品の確保に関する協定
（イオン株式会社西日本カンパニー、奈良県農業協同組合、敷島製パン株式会社、ダイドードリンコ株式会社、市民生活協同組合ならコープ）
- コ 災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定（奈良県電気工事工業組合）
- サ 災害時における医療救護活動に関する協定（斑鳩町安堵町医師会）
- シ 奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（奈良県及び県内市町村等）
- ス 災害時における避難所等施設利用に関する協定（法隆寺）
- セ 災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定
（公益社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）
- ソ 災害時維持修繕に関する協定（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- タ 災害時における水道施設の応援復旧等に関する協定書（西部水道組合サービスセンター）
- チ 災害廃棄物等の処理に関する基本協定（大栄環境株式会社）
- ツ 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定（トヨタユニテッド奈良株式会社）

(2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

(3) 町長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請することができる。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(4) 町は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、南海トラフ巨大地震等による広域災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定する「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき事業を推進する。

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 避難地の整備

町は、避難困難地区の解消、収容能力の増強等、避難危険の解消を図るため、避難地を確保し、避難地として指定するとともに、住民等に周知するものとする。

2 避難路の整備

町は、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大及び避難路の安全性の向上を図るため、事業を促進する。

3 消防用施設の整備等

町は、消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。

4 緊急輸送を確保するために必要な道路等の整備

町は、災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送道路等の整備を行うものとする。

5 通信施設の整備

町及び防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

6 建築物等の耐震化

地震による建築物等の被害を最小限にとどめるため、建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進し、震災に強いまちづくりをすすめるものとする。

第5章 防災訓練計画

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1) の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- (3) 町は、消防団と連携して総合防災訓練等を実施し、地域の実情にあわせてより高度かつ実践的に行う。
- (4) 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ア 動員訓練及び本部運営訓練
 - イ 被害情報収集及び伝達訓練
 - ウ 災害広報訓練及び避難所開設訓練

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に対する計画

第1節 防災のための広報

第1 地震対策広報用パンフレット、チラシ等の作成配布

町は、大規模な地震が発生した場合、住民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

第2 広報の重点事項

1 平常時の心得に関する事項

- (1) 家族と避難先や連絡先を相談しておくこと。
- (2) 防災訓練に進んで参加すること。
- (3) 自主防災組織を結成し、防災活動に必要な知識や技術を習得しておくこと。
- (4) 非常持出品をまとめておくこと。
- (5) がけ崩れに注意すること。
- (6) 住宅の耐震診断等を行うこと。
- (7) 建物の補強、家具の固定に注意すること。
- (8) 飲料水や消火器の準備をすること。

2 地震発生時の心得に関する事項

- (1) まずわが身の安全を図ること。
- (2) 安全確実に火の始末をすること。
- (3) 非常脱出口を確保すること。
- (4) 火が出たらまず消火すること。
- (5) あわてて戸外に飛び出さないこと。
- (6) 狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりに近寄らないこと。
- (7) 山崩れ、がけ崩れに注意すること。
- (8) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にすること。
- (9) みんなが協力し合って応急救護を行うこと。
- (10) 正しい情報をつかむこと。

第3 家庭内備蓄の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、最低3日間、推奨1週間分の飲料水、食糧その他の生活物資等の家庭内備蓄を推進する。

第2節 防災のための教育

第1 学校等における地震防災教育

- (1) 学校等においては、児童・生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的に地震防災教育を行う。
なお、防災対応能力の向上を図るため、次に掲げる内容を目標とする。
- ア 地震発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなど科学的な理解を深める。
 - イ 地震発生時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力（防災リテラシー）を身に付けさせる。
 - ウ 地震発生時に、発達段階に応じて児童・生徒等が進んで他の人や集団、地域の安全に役立つことができるような態度、能力を養う。
- (2) 学校等においては、防災に対する心備えを確認し、災害時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、児童・生徒等の避難誘導など、防災上必要な訓練を計画し、実施する。
- ア 訓練は年間計画に位置付けて設定し、全職員の協力と児童・生徒等の自主的活動とあいまって十分な効果を収めるように努めること。
 - イ 訓練は毎年1回以上実施し、学校種別・学校規模・施設設備の状況、児童・生徒等の発達段階など、それぞれの実情に応じて、具体的かつ適切なものとする。
 - ウ 訓練に当たっては、事前に施設設備の状況、器具・用具などについて、常に使用できるよう安全点検を実施するとともに、訓練による事故防止に努めること。
 - エ 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童・生徒等の組織を確立し、各自の役割を周知徹底しておくこと。
 - オ 訓練実施後は、十分な反省を加え、計画の修正及び整備を図ること。
- (3) 教育関係職員に対する教育
町は、児童・生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対して機会をとらえて研修を行い、地震防災意識の高揚に努める。
実施内容については、町職員に対する教育内容に準ずるものとする。
- (4) 児童・生徒等に対する教育
町は、学校等が行う児童・生徒等に対する地震防災教育に関し、必要な指導及び助言を行う。
地震防災教育は、学校等の種別及び児童・生徒等の発達段階やその行動上の特性、学校等の立地条件等実態に応じた内容とし、計画的・継続的に実施する。

第2 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに主体的に行うものとし、その内容は、おおむね次の事項によるものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に、とるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割

- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 職員用地震災害時初動マニュアルの活用

第3 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、おおむね次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等防災上重要な施設の管理者が地震発生時に適切な行動がとれるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図る。

第5 自動車運転者に対する教育

地震発生時において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

1 広報の方法

- (1) 講習会等を媒体とした活動
- (2) 広報紙を媒体とした活動

2 広報の対象

町内在住の自動車運転者

3 広報の内容

- (1) 地震発生時における交通規制の内容
- (2) 地震発生時における運転者のとるべき措置
- (3) 地震予知情報等の知識

第6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第7章 地域防災力の向上

第1節 自主防災体制の整備

第1 自主防災組織の育成

第2 事業所による自主防災体制の整備

第3 救助・初期消火活動の支援

第2編 災害予防対策 第3章 地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の整備に準じる。

第8章 広域かつ甚大な被害への備え

第1節 建築物等の安全対策の推進

第1 建築物の耐震対策

第2編 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第2節 建築物等の安全対策の推進に準じる。

第2節 斜面崩壊・液状化対策

第1 地盤災害対策

第2 液状化対策

第2編 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第5節 地盤災害予防対策の推進に準じる。

第3節 時間差発生による災害の拡大防止

第1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模な地震を見ると、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、町は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

第2 応急危険度判定の迅速な実施

(1) 予防計画

第2編 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第2節 建築物等の安全対策の推進に準じる。

(2) 応急計画

ア 土砂災害対策

イ 被災建築物の応急危険度判定

ウ 被災宅地の危険度判定

第3編 地震災害応急対策 第1章 災害に強いまちづくり 第10節 二次災害の防止に準じる。

第4節 広域避難対策

第1 広域避難者の受け入れ体制の整備

町は、被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。このため、町は県と連携して支援体制の構築を図ることとし、南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受け入れるための体制整備を県と連携して進める。

また、大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定して、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

第2 広域避難者への対応

町は、奈良県への避難者に対して県が行う訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置など、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般についての「とことん親切に対応」に協力する。